

教育電話相談員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件（予定）

項目	内 容
職 名	教育電話相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和5年5月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>※ 任用開始日は、変更になる可能性があります。</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性がある。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではない。</p>
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) 幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する相談 (2) 高校の進級、進路、入学、転編入学等に関する相談及び情報提供 (3) 青少年リスタートプレイス事業に関すること。 (4) 相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 (5) その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、平日及び土日祝日の勤務とする。</p> <p>勤務可能な曜日が平日に概ね4以上あること。</p> <p>①～③の交替制勤務とする。</p> <p>①平日A勤8:30～17:15 ②平日D勤12:30～21:15 ③土日祝日A勤8:30～17:15</p> <p>都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、勤務時間は任期を通じて1週間当たり31時間以内とする。</p> <p>原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。</p>
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬	<p>月額 194,400円</p> <p>※ 令和4年度の額であり、改定される場合がある。</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給する。</p> <p>※ 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円／月）</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給</p>
福利厚生等	<p>福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入</p> <p>社会保険：地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、共済組合、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入する。</p> <p>健康診断：常勤職員に準じて実施</p> <p>公務災害：対象</p>